

平成 23 年 2 月 4 日  
事 務 連 絡

地方農政局消費・安全部安全管理課長  
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課長 宛  
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
農薬対策室長

### 特定農薬の検討対象とする資材に関する情報提供の依頼について

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合における審議の結果、別添に掲げる資材については、今後も引き続き特定農薬の検討対象（以下「検討対象資材」という。）とすることとされたところです。

つきましては、今後の特定農薬の指定に向けた審議に資するため、貴局管内各県において、検討対象資材の使用実態や安全性に関する情報がありましたら、「特定防除資材（特定農薬）の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について」（平成 21 年 11 月 5 日付け 21 消安第 8305 号環水大土発大 091105001 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）に基づき当職あて提供していただくようお願いします。

なお、検討対象資材について、今後、しばらくの間を経ても特定農薬の指定の検討に必要な情報が提供されない場合には検討対象資材から除外することもありえます。また、別添以外の資材についても、新たに特定農薬の指定の検討に必要な情報が提供された場合には検討対象資材となる可能性がありますので、情報がありましたら上記通知に基づき当職あて提供していただくようお願いします。

問い合わせ先  
農林水産省 農薬対策室 西田  
TEL 03-3502-8111(内線 4500)

## 特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

資材	資材
アミノ酸全般	ネギの地上部
イギス海藻(サンゴ海藻)	ビール類酵母分解物
インスタントコーヒー	ヒノキチオール、ヒバ油
インドセンダンの実・樹皮・葉	ヒノキの葉
インドール酢酸	ヒバの葉
ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)	ホソバヤマジソ(シソ科)
エチレン	ワサビ根茎
カイネチン	苦楝皮(クレンピ:センダンの樹皮)
甘草(マメ科カンゾウ)	月桃(ショウガ科ゲットウ)
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	電解次亜塩素酸水
粉ミルク(スキムミルクを含む)	酒類(焼酎、ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン)
米糠	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)
弱毒ウイルス	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
ショウガ	食用天然ハーブ精油
食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)	陳皮(ミカンの皮)
デキストリン	糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)
二酸化チタン	木酢液、竹酢液
ニンニク	